

### Ⅲ. 西ドイツ戦後スポーツ(史)研究をめぐる諸問題

#### 一 日本における研究状況とその批判的検討一

高 津 勝

はじめに

わが国における戦後西ドイツ・スポーツ(史)認識については、例えば、日本の現実に対する自己分析性をぬきにして無批判的に西ドイツを「スポーツ先進国」に見たて、そこから日本の公共スポーツ政策のモデルを抽出しようとしたり、あるいは、社会的に組織されたスポーツを「クラブの内なるスポーツ」に典型化しつつ、しかし「スポーツ運動」としての理解が十全でないなど、克服すべき重要な問題が存在する。そのような問題状況が生まれる主要な理由の一つは、西ドイツのスポーツの現実的問題をトータルに照射しうるほどに、戦後スポーツの歴史的・構造的枠組みが十分に理解されていないことにある。まず、日本における戦後西ドイツ・スポーツ(史)研究の先進的成果を批判的に摂取することが必要である。

#### 一. 戦後ドイツ・スポーツ改革の立脚点

世界教育史研究会編『体育史』(世界教育史体系31、講談社、1975年)は、歴史における「民衆」の役割に着目しつつ、体育・スポーツの歴史的展開を体系的に叙述した先駆的な試みである。

同書は、次のことを課題にしていた。

第一に、「近代ヨーロッパを中心にして展開してきた体育・スポーツの歴史を学ぶ」こと。第二に、各国独自の体育・スポーツの変容を、原典によって具体的に描いて「みる」こと。第三に、「体育・スポーツの現象の存在やその背景」、「体育やスポーツを動かす力」を究明すること。

ところで、同書は、「戦後世界の体育・スポーツ」をまず「戦時体育の払拭」から叙述し、やがて「二大陣営～社会主義的国家群と資本主義的国

家群～の世界対立という状況のもとで軌道修正を余儀なくされ」、「急速に二大陣営間の体育・スポーツシステムの対立と競争の時代に移ってゆく」(成田十次郎執筆、前掲書、359頁、以下)としている。だが、この戦後史把握は、体育・スポーツの矛盾や葛藤、変革への主体的契機の究明が不十分であり、体育・スポーツ史の「政治史的還元」、「基底体制還元」とでもいいうる傾向を有している。「ファシズム崩壊後のドイツの戦後体育・スポーツの再出発」を「占領軍の指示」に求め、その「第一歩」として、1945年12月17日の管理理事会指令「ドイツにおけるスポーツの制限と非軍事化」を重視するのは、上述の歴史把握と関連していよう(前掲書、361頁)。成田にとって、戦後ドイツ・スポーツの出発点は、反ないし非ファシズムではなく、「非軍事化」なのであろう。

#### 二. 「市民社会」の内なる「スポーツクラブ」

増田靖弘『国民スポーツのプログラム—西ドイツの“第二の道”』(不昧堂、1973年)には、現代のスポーツ状況の「世界的同時性の認知」、さらに「ヨーロッパの体育・スポーツ」を「風土、社会、そして生活意識の広がりや深み」において考察しようとする優れた発想が存在する。しかし、その意図は十分になえられていない(同書の脱稿は、「1972年秋」と推定)。

「西ドイツ国民スポーツ」を構造的に把握するに際し、「スポーツ運動」論点視点が希薄であり、「第二の道」を特徴づける「国家とスポーツのパートナーシップ」、そこにおける諸政党・社会的諸組織のスポーツへの接近についても洞察を欠いている。総じて、同書は、「何時でも、何処でも一人でもスポーツをと、プログラムの提供」の

重要性を提起するのに比し、スポーツにおける国家論と運動論・政策論の展開が不十分である。

### 三. 「政治とスポーツのパートナーシップ」

増田靖弘の前掲書の欠を補い、西ドイツ・スポーツを政策・運動論的観点から、かつ歴史・社会・教育・政治とかかわらせつつ論じたものに、唐木國彦「西ドイツのスポーツ政策」(『スポーツ政策』シリーズ・スポーツを考える④、大修館書店、1978年、215頁～266頁。執筆は、1975年3月27日。以下、引用は同書による。)がある。

同論文で唐木は、「西ドイツのスポーツ政策」の「基本原則」が、「自由なる市民のイニシアティブ」を確保するために「政治とスポーツ」の双方の側から確認された「パートナーシップの原理」であると指摘し(218頁)、さらにその原理を「一方で支えているのがスポーツ組織の自治、すなわち自主管理(Selbstverwaltung)の思想である」(222頁以下)として、西ドイツ・スポーツの政策と運動に関する構造的認識への道を拓いたのである。だが、唐木論文には、なお検討を要する問題が存在する。

第一に、かれは、西ドイツ・スポーツの「パートナーシップの原理」を、「スポーツと国家」ではなく、「スポーツと政治」の関係として把握した。だが、それでは、国家形態ないし国家構造とスポーツの関係が「政治」とスポーツの関係に還元されかねない。

第二に、かれは、「パートナーシップの原理」、およびそれと「スポーツ組織の自治」の関係について、歴史的な規定を与えなかった。

ギュルデンブラッェニヒによれば、「スポーツと政治」、いや「スポーツと国家」の「パートナーシップの原理」は、60年代の初頭に顕在化し、70年代以降、本格的な展開期を迎えた。その過程で、「政治的中立」、「自主財源」、「自由主義の伝統」を特徴とする戦後西ドイツのスポーツ組織の自治思想・組織原理(唐木)は構造的に変化し、「スポーツと国家のパートナーシップの原理」に見合った「自主管理スポーツ」へと転形する。

### 四. 「労働者スポーツ運動とは完全に切断された“大衆”スポーツ運動」

唐木には、上述した二つの観点が不明確である。そのことが、かれをして、

第一に、「国家の財政援助とスポーツ組織の自治」を図式的に単純化して対抗関係においてのみとらえさせ、両者の相互浸透を「国家への依存度」の深まりという認識へと収斂させていった。

第二に、政治と国家の識別が不十分なために、70年代前半の西ドイツ・スポーツ政策を福祉国家、さらには国家独占資本主義との関連で把握する視点を不明確にした。

そして、第三に、「西ドイツのスポーツ運動の根幹にあるのは、『ホモ・ルーデンス』という人間像である」(265頁)という、「非」パートナーシップ的原理をもって、70年代中葉における西ドイツ・スポーツ運動の支配的理念・思想を代表させたのである。

また唐木は、西ドイツのスポーツを「スポーツ運動」、「政治」、「資本」の三極構造でとらえ、政治的「不干渉の原則が経済の支配に対しては、まったく適用されていない……大衆スポーツを促進させ、消費需要を増大させることによって商業資本の意志をスポーツ運動に貫徹する役割を政治は果たしているのである」と指摘し、国民大衆の「期待に答える文化としてスポーツを組織し継承発展させていく主体はスポーツ運動である」(264頁)という卓越した見解を示す。さらに、70年代後半以降の西ドイツ・スポーツを「量」から「質」への転換期として特徴づける。しかし、他方では、それを実現する「原動力」を主体形成との関連においてではなく、むしろ「政治」との「パートナーシップの原理」に求めるという矛盾した見解を提示する。それは、戦後西ドイツのスポーツ運動を「労働者スポーツ運動とは完全に切断された“大衆”スポーツ運動があらたに始まる」(唐木國彦「ドイツ労働者スポーツ運動の成立条件と基本理念」1974年、『スポーツナショナリズム』シリーズ・スポーツを考える⑤、大修館書店、1978年、298頁)という、かれの非主体的な戦後西ドイツ・

スポーツ史像とも関係していよう。

## 五. 西ドイツ・スポーツの国家的基盤

関春南は、近年、戦後西ドイツ・スポーツ史に関する次のような研究成果を公にしている。

①「戦後西ドイツスポーツ政策研究の課題と方法」、一橋大学体育共同研究室編『研究年報～国民スポーツと主体形成』1983年8月、3～4頁。

②「海外事情：戦後西ドイツ政策研究について」、一橋大学体育共同研究室編『研究年報～各国研究・スポーツの起源』1985年8月、24頁。

③「戦後西ドイツスポーツ政策研究そのⅠ—スポーツにおける戦後改革—（要旨）」、一橋大学体育共同研究室編『研究年報～スポーツの現代的展開』1986年8月、3～6頁。

④「戦後西ドイツスポーツ政策研究(1)、一戦後改革の過程—」日本体育学会第38回大会組織委員会編『日本体育学会第38回大会号A』1987年8月、41頁。

⑤「戦後西ドイツスポーツ政策研究(2)、一社会民主党大会（1946年）と労働者スポーツ運動—」日本体育学会第39回大会組織委員会編『日本体育学会第39回大会号A』1988年8月、70頁。

（なお、「ケルン便り：スポーツをめぐる時間と空間～貧弱な日本の民衆とスポーツ～」、学校体育研究同志会編『たのしい体育・スポーツ』1984年冬号（12号）、85～87頁をも参照。）

それらの研究のなかには、戦後西ドイツ・スポーツ史を構成するうえで、重要な研究テーマと論点が提出されており、しかも、一定の結論的な見解が与えられている。以下、そこに存在する問題点について検討しておこう。

第一に、かれの西ドイツ戦後スポーツ史像には、肯定的評価と否定的評価、賛美・賞賛とそうでないものとの、整合性をもつことなく、混在していることである。たとえば、「ふたたび軍国主義を復活させ、世界平和の……脅威となってきた」西ドイツ像と「福祉国家」西ドイツ像との不整合性（論稿①参照）。さらに、「いわゆる西ドイツ『福祉国家』を草の根でしっかりと支える安定装

置としての機能と役割」を担う戦後西ドイツのスポーツ組織体制に関して、その成果には「実に驚くべきものがある、という事実」認識と「スポーツ組織内での民主主義の形骸化が促進」されているという認識・評価の非統一的な理解（論稿②参照）。従って、その時々に関心に応じて、それらの解釈のうちのいずれかが強調されることになる（たとえば、前掲「ケルン便り」、参照）。

第二に、スポーツ史の構成にとって中核的な意義をもつ史実の確認に際し、十分な検討をふまえることなく、即断することがあることである。また、スポーツ史に関する具体的実証と先行研究批判を十分に行なうことなく、一般史とスポーツ史の諸事実とを短絡的に結合する場合も存在する。そして、それら二つの傾向をない交ぜながら、しばしば、一面的に単純化された史実の構成と評価が行なわれることになる。

鋭敏な問題意識と大胆な仮説の設定は、関春南の研究の身上とするところであるが、実証性・客観性もまた、重視されているに違いない。しかし、実証的作業は、問題意識と予見された「仮説」の正当性を確認するためのみ、意義をもつのではない。史実の確定と構成にとって重要なことは、実証を介して仮説そのものの正当性を改めて問い直し、それを再構成することである。

以下、上述した関の歴史研究上の問題について、具体的に検討を加えておきたい。

## 六. 西ドイツ戦後スポーツ改革研究の諸論点

第一に、論稿③では、1945年12月17日の管理理事会指令第23号によって、「西側占領区では、結果的には、かつての労働者スポーツ運動の流れをくむ組織の再建だけが阻止された」と結論づけている。しかし、「史実」をそのように一般化するには、より具体的な論証が必要である。私見では、そのような一般化は史実に反する。

第二に、論稿③は、1946年9月の「労働者スポーツマン会議」を「全ドイツ」的なものと見なしているが、参加者は、西側占領区に限られていた。また、そこで「種目別競技連盟中心主義的なあり

方の是正」が決議されたとしているが、その表現は正確ではない。かれらは、統一スポーツ組織（連盟）とは別個に種目別組織（連盟）を結成することに反対したのである。さらに、この会議でイニシアティブを取ったフリッツ・ヴィルドゥンクの報告を「いわば社会民主党のスポーツ政策の代弁でもあった」としているが、それは西ドイツの通説とは異なる。論証が必要である。

第三に、西ドイツ全域を網羅した統轄組織の結成をめぐる州連盟派と種目別競技連盟派の抗争を、論稿③は「戦後いち早く労働者スポーツマンのイニシアによる組織建設活動のはじめられたミュンヘンを中心としたバイエルン地方と、かつてのナチス・スポーツの中心的な担い手とも直ちに協力し、ドイツ・スポーツを復活させ、一刻も早くオリンピックでの栄光と結びつけたいと願う、ケルンを中心としたヴェスト・ファーレン地方との抗争」であるとす。だが、西ドイツの研究によれば、抗争の拠点はいギリス占領区である。

第四に、1950年に成立するドイツ・スポーツ同盟（DSB）を「クラブを基礎単位として成立している組織」と論稿③はみなしているが、それは正しくない。ドイツ・スポーツ同盟は、「諸連盟の連盟」であり、基礎単位は各州スポーツ連盟と種目別競技連盟である（他に体育・スポーツの専門組織が「特別加盟組織」として加入）。

第五に、論稿③では、戦後西ドイツにおけるスポーツの「全国」的組織過程を「クラブから州連盟へ、そして統一組織へと、つまり下から上へと組織がつくられていく過程でもあった」としている。しかし、それは事実の一面的な単純化である。私見によれば、その過程は重層的であり、地域によって異なる。関が民主的であると見なすバイエルンの場合、むしろ「上から」の組織化という傾向が強い。少なくとも、分割統治、連邦制的統治形態、競技網の「全国的」再建とそれとの矛盾などを考慮に入れて結論づけるべきであろう。被占領期西ドイツ・スポーツが「下からの組織化」としての性格を持つのは、ドイツのスポーツが歴史的にクラブを基礎にして存在しており、占領軍の

政策も、地域クラブの設立認可、および「下」からの組織化を重視したことと関連している。

第六に、論稿③は、戦後スポーツ界のリーダーのナチス時代との連続性に着目する。すなわち、「成立したドイツ・スポーツ連盟の要職に就いたリーダー達は、ナチス時代にナチス・スポーツのリーダーとして活躍した者が多数を占めていた」。「結果的には、ナチス・スポーツのリーダーと殆ど“連続”していた。ここにスポーツ界の改革の不徹底さを見るとともに、ドイツ・スポーツ連盟の“民主主義”の質を推し測ることができる」と。これも、より具体的な検討を要しよう。

第七に、論稿⑤は「DSBにおけるSport for all路線」を生み出す「一つの重要な契機」は「社会民主党（SPD）が独自のスポーツ組織をもち、労働者スポーツ運動を進めようという考えを断念し、統一スポーツ組織へと向かう、大きな転換点となった、1946年の戦後初めてのSPD党大会でのスポーツ問題である」という。この言質には、二重の難点がある。まず、事実認識についていえば、この党大会においてスポーツの民主化について議論され、党幹部会にスポーツ担当部門を付設することが決まり、担当者にヴィルドゥンクが推薦された。だが、「労働者スポーツ運動」については、党大会の権限において正式に論議したわけでも、運動「断念」への方向づけや決定がなされたわけでもない。この時期、明確な社会民主党のスポーツ政策は存在しなかった。従って、今日のドイツ・スポーツ連盟のSport for all路線の「一つの重要な契機」をこの大会に求めるのは、無理がある。それについては、戦後改革期の元労働者スポーツマンの活動全体、およびその後のドイツ労働者スポーツの伝統を「再生」する営みとの関連で論ずるべきである（論稿③にも「1946年5月第一回社会民主党大会が開催され、ここで労働者スポーツ運動の再建について討議され、再建しないことが決議されている」とある）。

上述の論点は史実の個別的確定にとどまらず、ドイツ・スポーツ史の総体的把握の問題である。